

江戸時代の工業経営における原価計算と帳合法

橋本 寿哉

要旨

本稿は、江戸時代の経済発展を牽引した企業者たちの合理性を、実践された会計実務の分析を通じて検証したものである。江戸時代の上方を中心とする大商家では、複式記入を基礎とする高度な帳合法が用いられていたが、本稿では、工業経営を対象に、酒造業及び醤油醸造業における原価計算及び帳合法の実務の詳細を検証した。いずれの産業においても、工業経営において最重要管理項目である製造原価の把握は、家や事業拠点等の組織体全体の利益や純資産を捉えようとする記帳方式・計算機構の枠内で、体系的に、そして定期的、経常的に行われており、工業経営においても江戸時代の企業者たちの合理性を改めて認識することができる。

1. はじめに

戦国大名による城下町の建設や織田信長や豊臣秀吉の商人に対する庇護による商業活動の活況等、既に戦国時代から始まっていたわが国の近世における経済発展は、徳川家康の江戸開府による平和時代の到来によって更なる進展を遂げ、元禄期（1688～1704年）に至り、大きく花開くこととなった。人工的大消費都市・江戸と、それを支える全国からの物資の集積地で「天下の台所」と呼ばれた大坂、そして古代以来の都でわが国最大の手工業都市・京都の三都間の遠隔地商業が形成され、それに伴って為替金融等の発達も見られた。

江戸初期においては、御用商人や特権的冒険商人と呼ばれる一部の人々が中心となって展開された商業活動も、元禄期以降は、この時期までに台頭してきた新興商人が担うようになり、やがて、地方経済の発展、各種産業の成立を見て、19世紀中葉の江戸末期までに、地域格差の少ない国民経済が形成されるに至ったのである。こうした経済発展は、企業者たる商人らの極めて合理的な思考に基づく活動によって牽引されていたと言え、特に大商家では、家業の永続性を前提に、使用人制度や番頭経営の採用、店舗網の整備等が進められ、巨大化した組織を取りまとめる優れた経営管理機構の形成や会計実務の高度な発達が見られた。

本稿は、江戸時代の経済発展を支えた企業者たちの経営活動の合理性を、その計数的管理のために実践された会計実務の分析を通じて検証しようとするものである。常設店舗網を持ち、遠隔地取引やこれに伴う金融取引を営む大商家の経営やそこで用いられた帳合法については、既に多くの研究がなされているが、こうした商業経営以外にも視野を広げ、本稿では工業経営を対象とする。

江戸時代には、織維工業を始めとして、製造業の多くは問屋制家内工業で行われていた。このような形態においては、問屋が仲介し、原材料と製品を売買取引のように記帳するため、工程勘定は現れない⁽¹⁾。一方で、醸造業、鉱業等は当初より工場制を採っており、工程管理を目的とした独特の原価計算手法、あるいは帳合法の発達が見られたと考えられる。本稿では、工場制により江戸時代に本格化した酒造業及び醤油醸造業において見られた実務を実例として取り上げ、ここで用いられた帳簿類の分析を通じて、江戸時代の工業経営における原価計算と帳合法について考察する。

2. 江戸時代における帳合法の発達

わが国においては、室町時代において既に商業帳簿が存在していたとされるが、取引の備忘記録がその起源であったと考えられ、期間損益や純資産の計算という高度な目的のために用いられることはなかった。そして、そのような状況は、明治維新以降に西洋から複式簿記が導入され、普及するに至るまで、大きく変わることはなかったと考えられていた。江戸時代の商家等で用いられた「大福帳」や「万覚書」といった帳簿も、金銀や債権・債務等の特定の対象物の価値増減を連続的に記帳しただけの、いわゆる単式簿記法によるものと考えられ、わが国においては、独自に発達した高度な記帳体系は存在しなかったと長く信じられてきた。

しかし、第二次世界大戦後、門外不出であった一部の商家の帳簿史料等が公開されるようになったこともあって、江戸時代における会計実務の研究が進展した。その結果、上方の大商家を中心に、中世後期イタリアにおいて生成した複式簿記と同等レヴェルにまで発達した複式記入に基づくわが国固有の簿記法（帳合法）が17世紀後半から18世紀初頭までに生成し、ある程度普及していたことが明らかにされたのである。西洋式の複式簿記とは、記帳の形式や手続等において相違が見られるものの、財産計算と損益計算の二系列の複式決算を行う点において本質的な計算原理に変わりはないものであった。中井家の帳合法を詳細に分析した小倉榮一郎は、他の会計学者との無用な論争を避けるため、わが国固有の帳合法を「複式簿記」と呼ばず、「複式決算簿記」と表現したが⁽²⁾、本稿においてもこれに倣うこととする。

こうした高度な複式決算簿記を必要としたのは、まずもって全国的な規模で商品や貨幣の流通を行う商人層であった。元禄期までに形成された江戸・大坂・京都の三都間、及び三都と諸藩の城下町との間の全国的な商品流通の活発化、取引規模の急激な拡大に対処するため、江戸初期の特權的冒険商人に代わって台頭してきた新興商人達が、複式決算簿記を作り上げたと考えられる。

複式決算が行われていることが確認される最古の事例は、大坂の鴻池両替店の寛文10（1670）年に作成された「算用帳」である。ここでは、以下の二つの方法によって決算時における有銀（純資産）を計算し、両者の一致を確認する仕組みとなっている。

$$[1] \text{ 期末資産} - \text{期末負債} = \text{期末純資産}$$

$$[2] \text{ 期首純資産} + \text{当期収益} - \text{当期費用} = \text{期末純資産}$$

算用帳が創出された理由については、鴻池の十人両替としての発足に直接的な原因があったと考えられており⁽³⁾、金融業を営む上での貸借関係や資金の回転状況、あるいは企業実体としての純資産の正確な把握が目的として複式決算簿記が導入されたと考えられる⁽⁴⁾。

伊勢松坂出身の三井八郎右衛門高利が江戸に開いた呉服店において、「現銀掛け値なし」という新商法の成功から発展を遂げた三井家では、宝永7（1710）年に、三井一族の事業と各家を統括する機関である大元方が設立されるのと同時に、この組織体の決算帳簿たる「大元方勘定目録」が作成されるようになった。ここでは、以下のように財産法と損益法による二面的な期間損益の算定が行われている。

$$[A] \text{ 期末資産} - \text{期末負債} - \text{期首純資産} = \text{当期純利益}$$

$$[B] \text{ 当期収益} - \text{当期費用} = \text{当期純利益}$$

この大元方勘定目録は、分割不可能な総有財産としての三井同苗の共有財産の管理と密接に結びついて作成されたものであったと考えられている⁽⁵⁾。

他の多くの商家でも、複式決算構造の独自の帳合法が実践に用いられていたことが確認されている。

当時の会計報告はそれぞれの商家内部で行われ、外部に対する報告はほとんど存在しなかったことや、帳合技法の標準化や画一化が図られることなく、各商家において技能として伝承されたことから、その実践方法や決算帳簿の表示形式、用語等はばらばらであった⁽⁶⁾。しかし、複式決算を行う体系的な帳合法が採用されている点では本質的な差異は存在しておらず、江戸時代の企業者たちが、極めて合理的な思考に基づいて、こうした実務を作り上げたと言えるであろう。

こうした合理的思考は、商業経営だけに限られるものではなかったと想像される。商家の実務が基礎になったとしても、工業経営分野においても、同様の合理的思考に基づいて形成された経営管理や会計実践が見られたはずである。次章以降で、この点について考察を進めていきたい。

3. 酒造業の原価計算と帳合法—灘五郷・嘉納治郎右衛門家を事例として—

（1）灘の酒造業

清酒の名産地として知られる灘は、現在の兵庫県神戸市東部から西宮市今津に至るまでの大阪湾に面した約12キロに及ぶ沿岸地帯を指す。江戸後期には、今津郷・西宮郷・魚崎郷・御影郷・西郷の五つの郷に酒蔵が置かれたことから灘五郷と呼ばれ、その名は「灘の生一本」で知られる清酒の産地として全国に知れ渡った。

灘における酒造りの歴史は、室町時代（14世紀）にまで遡るとされるが、本格的に行われるようになったのは17世紀初頭の江戸初期で、当時は、池田や伊丹が江戸向けの酒造地として繁栄を見せていましたが、これに対抗して、水車を使った精米や寒仕込み等の独創的な技術を駆使して品質改良を重ね、その名声を高めた。もともと酒造りに適した気候や良質な水（宮水）に恵まれ

したことや、近接地から高品質な米（播州米）を得ることできたことに加え、沿岸部に位置していいたため、大消費地である江戸に向けて、大量の酒を迅速にかつ品質を落とさずに樽廻船で運ぶことが可能であったため、灘の酒造業は大いに繁栄することとなった。

こうした灘における酒造業繁栄の基礎には、自由競争の下で酒造業者が進取の気性に富んだ経営態度で事業を展開したことがあったと指摘されており、本章において見る嘉納治郎右衛門家においても、現存する会計帳簿等から、当時においては先進的で合理的な経営管理が実践されていたことが知られるのである。

（2）嘉納家の酒造経営と計数管理

本章で考察の対象とする嘉納治郎右衛門家は、灘五郷の一つ、御影郷に本拠を構える酒造業の老舗の名家で、今日の「菊正宗酒蔵」の前身である⁽⁷⁾。万治2（1659）年に廻船業を営んでいた嘉納治郎太夫宗徳が、当時の先端産業であった酒造業に手を広げることによって開始された⁽⁸⁾。その後、灘における酒造業発展とともに嘉納家の酒造経営も順調に推移し、文化・文政期（1804～29年）にはその経営規模の飛躍的な拡大を見ることとなるのである。

文化・文政期の酒造経営の著しい伸展に至る途上において、嘉納家の企業者としての一定の思考の上に合理的な経営管理及び会計実務の完成が見られたと考えられる。この時期までに、嘉納家は既に複数の酒蔵を保有しており、酒蔵ごとに清酒の製造に関して徹底した管理が行われた。具体的には、酒蔵ごとの製造原価の把握、単位ごとの原価算定とその管理、及び製造した清酒の売上高の正確な把握、そして利益の算定が行われたのである。

嘉納家におけるこうした酒蔵ごとの計数管理のために、「酒造勘定帳」と呼ばれる計算書が作成された。これは、酒蔵別損益計算書及び原価明細といえるもので、各酒蔵で酒造に要した総原価と、製造後に販売された清酒の売上高とが対比され、その差引計算から損益が算出された。嘉納家には、寛政8（1796）年以降の酒蔵別の酒造勘定帳が現存しており、ここでは文化12（1815）年の「前蔵」という名が付けられた酒蔵の酒造勘定帳を詳しく見てみたい（資料1参照）。尚、嘉納家の会計帳簿は、すべて銀建てにて記録されている。

冒頭の「文化十二年亥年」という年号表示に続いて、まず、酒米を始めとして、薪、運賃、酒樽代の他、蔵人、杜氏らに支払ったと思われる賃金等、清酒製造に要した原価が項目ごとに列記され、これらを集計した総原価が算出されている。この総原価によって130.5匁の清酒が造られたことから、単位当たりの原価として918匁6分1厘9毛という数値が算出され、総原価と並んで記載されている。ここから、副産物として生じ、おそらく別途売却されたと思われる酒粕、糠、小米の原価を控除し、清酒製造のために要した純粋な原価を算出し直している。これがAに示された110貫523匁4分1厘4毛である。そして、ここで改めて単位当たりの原価846匁9分2厘2毛9が算出されている。

これに続いて、製造された清酒の売上高が、地売り、江戸積みに区分して売先別に列記され、ここから売却に際して要した口銭（手数料）や樽廻船による海上輸送で必要とした下り銀（船主に支払う後払い手数料）等を控除し、Bに示される純売上高として123貫238匁4分4厘が算出

資料1 嘉納家 酒造勘定帳（文化12〔1815〕年）

出所：柚木「1965」172-174頁。

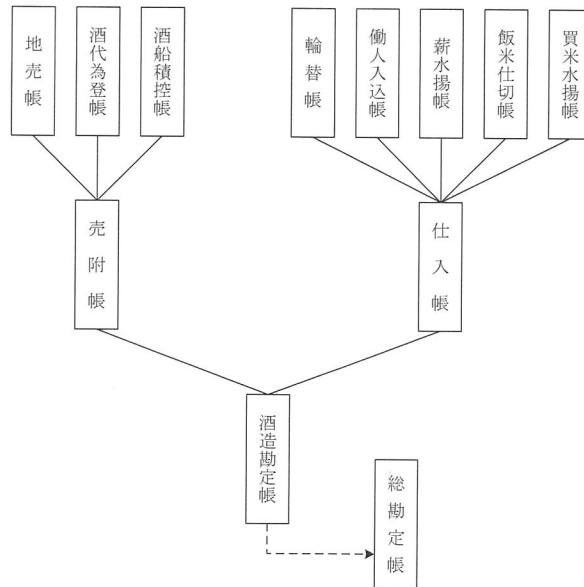
されている。

そして、売上高Bと総原価Aとの差引差額としてCに示される「徳用」、すなわち純利益12貫715匁が最終的に算出される。ここでも、製造され売却された130.5匁の単位当たり純利益として97匁4分3厘が算出されているのを見ることができる。

以上の通り、前蔵で文化12年に製造され、その後売却された清酒の原価計算及び損益計算が正確に行われていたことが確認できる。ここでは、売上、原価、利益の各事項を総額で正確に捉えることはもちろんだが、単位当たりの原価及び利益に強い関心がもたれていたことがわかる。それだけ、細心の注意をもって清酒製造が行われ、確実に利益を確保することが重視されていたのである。

このような酒造勘定帳を作成するために、複数の帳簿が用いられていた。柚木学によれば図表1に示したような各種帳簿が存在したとされ、それぞれの補助帳簿で記載されたものが、それぞれ売上と原価を集計する「売附帳」と「仕入帳」に集計された後、酒造勘定帳が作成され、更に、この酒造勘定帳は、嘉納家全体の経営成績を示す「総勘定帳」へと繋がっている。次節で見るよう、嘉納家では複式簿記と同じ原理に基づくわが国固有の帳合法である複式決算簿記が採用されていたと見られ、ここに示した補助帳簿への記帳段階から、貸借二面的な記帳が行われていたと考えられる。複式簿記が生成した中世後期イタリアにおいても、トスカーナ地方の内陸都市で結成されたコンパニーアと呼ばれる組織では複数の帳簿が用いられ、帳簿を跨った複式記入が行われていたと見られており、同等の実践が18世紀末のわが国においても行われていたことになる。

図表1 嘉納家の帳簿組織



出所：柚木〔2005〕230頁。

(3) 嘉納家の決算帳簿

嘉納家では、毎年、大晦日を期末として帳締めを行い、延銀（＝純利益）を算出している。嘉納家では、酒造の他にも、資金の貸付や土地や家屋の賃貸、あるいは廻船加入への投資等⁽⁹⁾、複数の収益源があり、これらすべてを総合して嘉納家全体の一年間の損益を明らかにすること目的として決算が行われた。

この一年間の損益を算出するために作成されたものが、「総勘定帳」と「店卸帳」である。これらは、それぞれ損益計算書と貸借対照表に相当するものである。この二つの計算書については、文化13（1816）年から天保8（1837）年までの22年間分が現存している。前節で見た文化12年の酒造勘定帳との関連から、ここでは文化13年の総勘定帳と店卸帳について分析する。

まず、損益計算書に相当する「総勘定帳」（資料2）は、作成の対象となる文化13年において稼得した収益について12項目を挙げ、それぞれの収益額を列記している。まず、本業である酒造業について各酒蔵の収益が計上されている。最初の「前蔵徳用」は、前節で見た文化12年の前蔵の酒造勘定帳によって算出されたのと同額の利益12貫715匁（C）が計上されており、その連携関係を知ることができる。文化12年の酒造勘定帳には、同年に製造された清酒の原価が計算されるとともに、翌年の文化13年にそのすべてを売却することによって得られた利益が算出され、その結果が同年の総勘定帳に転記されているのである。続く「西藏徳用」及び「中蔵徳用」も、同様に各酒蔵の酒造勘定帳で算出された利益と連携しているものと考えられる。

酒造業からの収益に続いて、貸付利息、田地・家屋の賃貸料収入、廻船加入の投資収益等が列記され、すべての収益項目を合算し、Dに示される収益合計85貫72匁3分3厘が算出されている。

続いて、この収益合計から控除する費用として2項目が記載されている。嘉納家において一年間に要した家計費である「世駄入用」と、北石屋蔵という酒蔵の買取代銀（購入費）である。以上2項目の費用合計額は、Eに示される通り68貫995匁2分7厘で、収益合計から控除した結果、Fに示される延銀16貫77匁6厘が最終的に算出されているのである。

このように、系統立てた手続きを通じて、嘉納家全体の一年間に稼得した利益が損益法によって算出されているのである。

続いて、貸借対照表に相当する「店卸帳」を見てみよう（資料3）。文化13年12月31日現在の嘉納家の資産、負債のすべてが列記され、ここでは財産法によって、改めて一年間に稼得した利益の算出が行われている。

まず、資産項目として、酒造仕入銀が計上されている。これは、この年に新たに取得した北石屋蔵を含む4つの酒蔵の大晦日現在における仕掛け残高と言える。内訳は、酒米、薪、酒樽、繩、踏貨、傭人賃銀等で、各酒蔵において未だ仕込み中の清酒への投下資本額である。それらは酒蔵ごとに集計され、その合計額がa～dのように小計として示されている。先に見た文化12年の酒造勘定帳に記載された原価は、仕込みが終わって文化13年になって出荷・売却されて利益を計上した清酒の最終原価であるのに対して、ここに記載されているものは、翌年度（文化

14年) 以降に出荷され、売却利益を計上することになる清酒の仕掛原価ということになる。嘉納家においては、蔵ごとの原価管理だけでなく、出荷する清酒ごとに正確に原価を把握し、それを会計的に的確に扱っていたことが知られるのである。

統いて、売掛銀、貸付銀、両替預け銀等が相手先別に細かく記載されているが、途中、負債に相当するものが控除形式で記載されている。Gに示される酒造仕入銀等の合計額427貫733匁8分8厘から、Hに示される生粕代(未払金)や買掛銀の合計額13貫307匁2分7厘を控除し、Iに示される差引残高414貫427匁6分1厘が算出され、本業である酒造業に関連した資産及び負債を純額で算出した形となっているのである。

これに、それ以外の資産項目をすべて合算し、Jに見られるように大晦日現在の嘉納家の総資産額が571貫27匁7分1厘と算出される。これは既に負債を控除した後の銀額であるため、純資産額に等しい。ここから、Kに示される前年末の純資産額552貫867匁6分2厘を差引き、文化13年の延銀として、Lの18貫160匁9厘が算出されているのである。

以上のように、貸借対照表に相当する「店御帳」においても、会計理論的にも正確な一連の手続きによって期間損益の算定が行われていることが理解される。

資料2 嘉納家 総勘定帳（文化13 [1816] 年）

予大晦日	子五月七日	又九百五拾目	差引	一、五拾七貫百五拾五匁七分	一、子正月より十二月晦日迄	内	八拾五貫七拾弐匁三分三厘	一、老貫百七拾七匁四分四厘	一、代老貫百七拾七匁四分四厘	一、老貫武拾八匁五分四厘	一、四百六拾匁四分五厘	一、老貫四百武拾六匁四分五厘	一、金拾八両	五百目	三百拾匁九分	五貫六百六拾四匁四分壹厘	五貫六百六拾四匁四分壹厘	五貫六百六拾四匁四分壹厘	五貫六百六拾四匁四分壹厘	一、武拾壹貫六百九拾四匁五分	一、武拾九貫七八拾八匁五分	一、武拾九貫七八拾八匁五分	一、武拾九貫七八拾五匁	文化十三年丙子十二月晦日初
				六拾八貫九百九拾五匁弐分七厘	六拾八貫八百三拾九匁五分七厘		六拾五匁四分四厘	六拾五匁四分四厘	六拾五匁四分四厘	六拾五匁四分四厘	六拾五匁四分四厘													
				清五郎分																				
延銀	但し利足	也		北石屋藏賣取代銀	世駢入用																			
							D																	
							F	E																C

出所：柚木 [1965] 176-177頁、長倉 [1960] 27-28頁。

資料3 嘉納家店卸帳（文化13〔1816〕年）

出所：柚木〔1965〕179-181頁、長倉〔1960〕27-29頁。

これまで見た総勘定帳と店御帳を、今日の損益計算書及び貸借対照表の形式で示せば、図表2の通りとなる。

しかしながら、勘定帳において損益法に基づいて算出した延銀と店御帳で財産法に基づいて算出した延銀とは一致していない。勘定帳で算出された延銀が16貫77匁6厘であるのに対して、店御帳で算出された延銀は18貫160匁9厘と、2貫ほど多い結果となっている。すべての取引が正確に複式記帳されていれば、両者は一致するはずであるが、記帳間違いや転記、計算において生じた誤りが、こうした結果を生んだものと考えられる。現存する22年間の勘定帳と店御帳のそれぞれで算出された延銀を比較したものが図表3であるが、この22年間に両者が一致することはなかった。こうした事態に対して、記帳者らが無関心で、ただ放置していた訳では決してない。両者の差額が6貫以上にまで拡大した文政10年の勘定帳には、「右延銀店御帳ト六貫六百拾八匁六分三厘無少、段々請戻致候へ共当時見当リ無之候。追而相知候ヘハ付出シ可被申候。乍去店御帳ハ正ミ有物ニ候間、明年之店御如何相成候哉実合可致候事」と朱記され、両者の不一致と差異の拡大に対する懸念が示され、こうした事態への対処の必要性について切迫した様子が伝わってくる。そして、翌年の文政11年には「去年店御帳ト延銀無少段断書置候分、当年ハ店御帳ト五貫百五拾匁七分余ニ相成、全去年間違出候事ト相見ヘ候事。乍去何方ニ而間違候事哉確ト不相分、正味之処ハ店御帳正ミ相成候也」と、差異発生の原因は不確かながら、最終的には正味財産を記録している店御帳に基づいて修正が行われ、差異を縮小させている⁽¹⁰⁾。それでも、両者の一致は見られなかつたが、複式決算簿記の原理が理解され、損益法と財産法の両面的な方法によって、嘉納家全体で毎年稼得した利益を算出することを指向していたことは間違いない。

図表2 嘉納家の貸借対照表と損益計算書

図表3 「店卸帳」と「勘定帳」による延銀額（利益額）の比較

会計期間 (年度)	「店卸帳」から算出 された延銀額 (A)	「勘定帳」から算出 された延銀額 (B)	差異 (A)-(B)
	貫 叻	貫 叻	貫 叻
文化13年	18,160	16,077	2,082
14年	51,975	52,158	△183
文政1年	33,401	32,731	670
2年	△24,868	△26,412	1,544
3年	99,850	103,235	△3,385
4年	140,668	131,030	9,638
5年	88,397	92,575	△4,178
6年	18,135	18,068	67
7年	△37,086	△36,316	△770
8年	249,021	247,981	1,040
9年	83,313	83,933	△620
10年	29,318	22,699	6,618
11年	47,028	52,184	△5,157
12年	234,410	234,175	235
天保1年	140,574	140,611	△37
2年	△128,503	△128,818	315
3年	△47,782	△47,533	△249
4年	233,184	241,322	△8,138
5年	38,675	35,914	2,761
6年	31,589	32,261	△672
7年	476,649	512,074	△35,425
8年	△103,856	△122,733	18,877

出所：柚木 [1959] 144頁、長倉 [1960] 35頁より作成。

（4）嘉納家帳合法の特質とその評価

上方の大商家で生成したと考えられる複式決算簿記は、以上のように、嘉納家のような酒造業者においても採用され、また、その枠組みの中で、酒造業の経営管理において重要な蔵ごとの原価計算が行われていた。そこでは、より適切な原価把握と管理を可能とする以下のような工夫も見られた。

江戸時代の酒造経営は、酒蔵を保有し、酒道具一式を揃える等、多額の設備投資が必要とされるものであった。文化・文政期から天保期（1804～1843年）においては、酒蔵を新築して酒造経営を始めるには、銀100貫前後の投資が必要となり、これは廻船業や米踏水車経営等の他の事業を行うのに比べてはるかに多かったと柚木は指摘する⁽¹¹⁾。そのため、古い酒蔵を安く購入して、これに手を加え、酒道具を補充して稼動させるケースも多かつたらしい。また、酒造の設備を揃えるだけでなく、酒米、薪、酒樽等の買入代銀や賃金の支払い等、売掛債権回収まで

の期間の一定の運転資本も必要であった。そのため、相当の資本をもった者にしか酒造経営への参入が許されなかつたと言えるのであるが、こうした資本家であっても、投資の回収状況をできるだけ正確に把握するとともに、灘における酒造業の発展の中で、新たな投資の機会を見つけ、その採算を分析するために、計数的な管理は、我々が想像する以上に重要なものとなっていたようと思われる。こうした財務管理の点から、記帳実務において一つの工夫が見られるのである。

酒造勘定帳においては、酒造に要した原価が項目ごとに列記されていたが、その最終項目として「敷銀」なるものが見られ、文化12年の前蔵の酒造勘定帳においては、3貫目が計上されている。これは、「宿貯」とも書かれ、酒蔵の減価償却費であるとされる⁽¹²⁾。しかし、この減価償却の基礎となる酒蔵は、資産として貸借対照表たる店卸帳には一切計上されていないのである。

江戸時代の会計実務においては、一般的に、設備や家屋敷等を資産として計上せずに、購入時に費用として落とすケースが多かつた。嘉納家においても、文化13年の総勘定帳において、この年に取得した北石屋敷という酒蔵の購入費を費用として計上している。過年度において取得した他の酒蔵の購入費についても、同様の処理がされていたことは、店卸帳に酒蔵が資産として一切計上されていないことからも明らかである。それ故、計上されていない固定資産の減価償却費を計上すると、複式決算簿記機構の全体の整合性を損ない、誤った損益が算出されてしまうことになる。

嘉納家では、こうした問題を、総勘定帳において収益項目の一つとして、酒造勘定帳で原価に算入した敷銀を足しこんで、解消しているのである。文化13年の総勘定帳にみられる収益項目の最後には、「三蔵敷銀」として10貫目が計上されている。前蔵、西蔵、中蔵のそれぞれの酒造勘定帳において原価項目に計上された敷銀の合計額が、ここに足しこまれ、嘉納家全体の損益計算にはまったく影響を与えない結果となっているのである。

何故、嘉納家ではこうした処理を行っていたのであろうか。それは、酒造原価をより現実に即して把握する必要を感じてのことであったと考えられる。多大な酒蔵の購入費を、嘉納家全体の損益計算上は費用として一時に処理したとしても、その酒蔵は実際には何年にも亘って使い続けるため、各年の酒造原価に配分することによって、真の原価あるいは真の利益を把握しようとしたと思われる。すなわち、今日の減価償却実務と同じ発想が存在していたと思われるのである。

江戸時代には、設備や家屋敷を購入時に費用として処理することが一般的であったと述べたが、資産計上されるケースも決して少なくなく、いくつかの事例が見られる。しかし、たとえ資産計上されても、減価償却が行われることはまれであった。それは、長寿命を誇る木造の家屋敷は、物理的劣化がほとんどなく、経済的陳腐化は考えにくいとの理由から、土地と同様に非減価償却資産とみられていたからである⁽¹³⁾。こうした中、嘉納家では、酒蔵を固定資産として計上しなかつたにも関わらず、敢えて減価償却費を計上し、酒造原価に算入しており、そこに嘉納家独自の思考があったことが窺える。

嘉納家全体の損益計算上、多額の酒蔵への投資を一時に費用として処理し、言わば保守的に純資産額を算出しながらも、酒造原価に改めて擬制的なコストを算入することで、より現実的な原価を把握しようとしていたと言える。敷銀として計上された額の算出根拠は不明であるが、嘉

納家でこうした処理が考え出されたのは、酒蔵を購入・取得することが、極めて多額な投資であったことによるものと考えられる。江戸時代の三大農学者の一人・大蔵永常が著した『広益国産考』(安政6〔1859〕年刊)には、木綿(棧留縞)の一反当たりの生産原価が詳しく計算されているが、これを詳細に分析した川浦康次は、ここに土地および作業場、織機・整経機その他の生産諸道具等の消耗費がみすごされていると指摘し、それほど多額の設備費用を必要としなかつたことがその理由であろうとしている⁽¹⁴⁾。やはり、酒造経営は多額の設備投資を必要とする故に、他の産業とは異なる特別な意識を企業者に生じさせたと言えるのではないだろうか。

こうして算出された原価、及びこの原価を用いて算出された利益によって、設備投資の回収状況の把握が可能となり、また、次の新たな投資の意思決定に当たっての参考とすることができたであろう。多額の生産設備への投資が必要となる酒造経営における適切な財務管理を実現することを目的として、こうした高度な一連の会計処理体系が構築されたのである。それは、複式決算簿記機構の原理を十分に理解した上で、その枠内において、簿記機構の基本原理を損なうことなく構築されており、こうしたものを産み出した嘉納家の経営管理に対する合理的思考は、極めて優れたものと評価することができるであろう。

4. 醤油醸造業の原価計算と帳合法—江州商人・中井家の押立店を事例として—

(1) 中井家の帳合法

日野出身の中井家は、その初代源左衛門良祐(享保元〔1716〕年～文化2〔1805〕年)が、行商の成功によって富を蓄え、その後、関東に複数の定住店舗を構えるようになった典型的な江州(近江)商人である。共同企業への出資や経営が傾きかけた他家の事業の救済等にも積極的に取り組み、支店網を拡張させることによって、経営規模の拡大を実現した。江州の本店と各地の支店という経営構造が確立されるに至る過程において、中井家では、源左衛門の指揮の下、支店の業績管理、資本維持、支店経営担当者の能率刺激等を目的として、帳合法の発達を見た。

中井家の帳合法については、小倉榮一郎によって詳細な分析が行われ、複式決算構造に基づいた高度な記帳実務が形成されていたことが明らかにされた。それはすべての拠点において採用されていたが、更に、本店・支店の決算書を合併して、中井家全体の純資産額等が算定されていたことも明らかにされている。

中井家の帳合法の特徴としては、複数の帳簿の使用が挙げられる。複数の帳簿に記録されたものは「店卸下書」で集計、決算整理の上、決算報告書たる「店卸目録」が作成されるという体系化された実務が延享3(1746)年までに完成された。中井家でも、三井家と同様、財産法と損益法によって毎年の利益を二面的に計算する実務が見られた。

本章で検討する押立店は、天明8(1788)年に中井源左衛門と小谷治郎右衛門との出資によって醤油醸造を開始した支店で、店名は「中井市蔵」といった。寛政11(1799)年に、江戸中彦店と共に支配人であった九兵衛の不始末によって、両店相次いで閉鎖されるに至ったが、中井家にとっては有力店であったようである⁽¹⁵⁾。この押立店では、醤油醸造という工業経営の特性

をよく考慮して、内部生産過程の緻密な計算法が複式簿記決算機構の枠組みの中で考案され、実践されたのである。

(2) 物量計算と原価算定

日本人の食生活に欠くことのできない醤油は、もともと古代中国から伝來した「醤」が原型と伝えられるが、その後長年に亘る様々な工夫の上に出来上がったわが国固有のものである。室町時代に醤油という名称が生まれ、醸造が盛んになったが、生産機構が確立し、量産されるようになったのは江戸時代に入ってからである。江戸初期には、関西で醸造されて江戸に運ばれる「下り醤油」が優勢であったが、その後、江戸の人口増加に伴う地回り経済の発展によって、関東の濃口醤油が台頭し、主流となった。

関東に進出した中井家においても、事業成長と高収益が見込める醤油醸造業に魅力を感じ、この分野に進出したと見られる。

本章では、小倉〔1969〕において紹介されている中井家押立店の寛政3（1791）年正月吉日締めの「店卸勘定帳」と名がつけられた決算報告書を対象として、醤油醸造業における帳合法実務を検討する。押立店においても、中井家の他の支店と同じように、毎年正月吉日に帳締めを行い、その結果は報告書にまとめられて本家に提出された。ここに見る寛政3年の店卸勘定帳は、表紙を含めて42枚、本文80頁に及ぶ大分量のものである。前半の35枚70頁が決算報告書に該当するもので、そのうちの25枚で、決算報告書類の内訳として製造原価の計算が行われている。

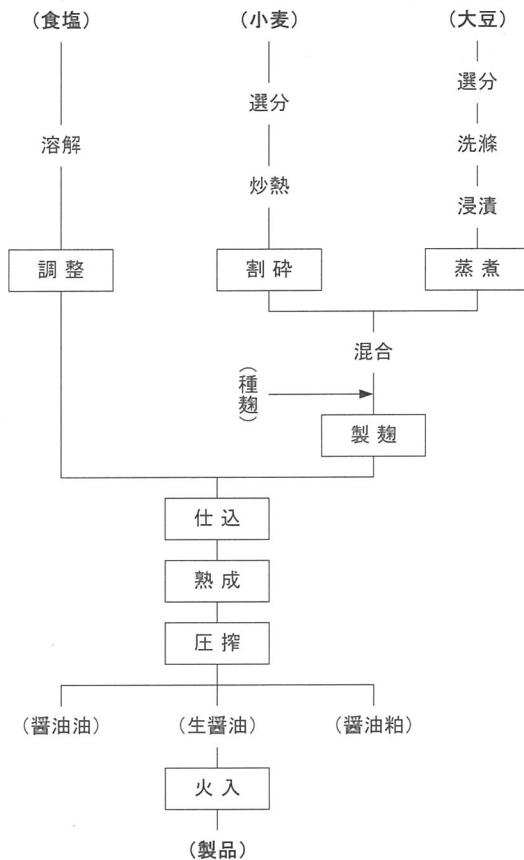
醤油は、図表4のような工程を経て製品として完成される。この工程は、近世の段階でも、現代の機械化された段階でも、原理的には大きな違いはない⁽¹⁶⁾。ここに見られるように、食塩、小麦、大豆が主要原材料となり、これに、これらを炒ったり、煮たりするための燃料である薪、そして労務費、経費が、中井家押立店における原価要素となっている。

まず、主要原材料に関する会計上の取扱いを見てみよう。資料4は「塩」について設定された勘定の記録である。尚、中井家押立店の決算報告書は、全体を通して、金建てと銀建ての併記により金額表示が行われている。

ここで注目されるのは、金額に先立って、量目の記載が見られることである。当期の製造に投入された原材料の量目が、前期繰越高、当期仕入高、製造に投入されず別途売却された分、そして次期繰越高との関係において、正確に把握され、これに対して金額が付されているのである（実際には、金額の計算において誤りが見られる）。

こうした記帳は、前章で検討した嘉納家の酒造経営においては見られなかった。酒造業においては、酒蔵ごとに毎年必要とする原材料を仕入れ、そのすべてを当期の製造に投入していたと考えられる。そのため、こうした原材料の量目の計算が必要とはされなかつたのである。しかし、醤油醸造業においては、原材料は、前期からの繰越高と当期に見込みで仕入れた中から、必要分だけが当期製造へ投入され⁽¹⁷⁾、決算時に残った分は、「越年有物へ出ス」と記載されている通り、貸借対照表に資産として計上され、来期へと繰り越された。このようなモノの流れの正確な把握、管理の実態が、記帳形式に反映されていると言え、そうした実務は今日の実務と何ら変わ

図表4 濃口醤油の製造工程



出所：油井〔1983〕183頁。

りがない。

小麦、大豆についても同様の記帳が行われ、また、醤油の原材料ではないが、従業員の食料として仕入れた米についても、精緻な物量計算とともに当期消費高及び来期への繰越高の算定が行われていることが確認されるのである。

こうした原材料の消費計算に続いて、火入れによって最終製品となる前の仕掛品たる「醴」の計算が「仕込方之部」(資料5)において行われている。すなわち、ここで原価計算が行われているのである。

醤油は保存性の高いものであるため、製造されたが売却されずに売れ残った醴が、翌年以降に繰り越されるケースが多く見られる。寛政3年の仕込方之部には、前々年及び前年に製造されたものの一部が、期首残高として計上されている。それぞれ製造年ごとに異なる樽で醸造が行われ、分別保管されているため、別々に計算が行われているのである。前々年(申年)製造の醴57石は、当年中にそのすべてを売り切り、前年(酉年)製造の醴894石については、そのうち

558石が売られ、残りが期末残高となっている。そして、当年については、原材料ごとに設定された勘定において算出された当期投入の量目及び金額が明記され、これらが合算されて、当年に生産された639石の體の製造原価が算出されている。このうち、4石は当年中に売られ、残り635石が期末残高となっている。

資料4 中井家押立店「塩」勘定（寛政3〔1791〕年）

	<u>量目</u>	<u>金建て</u>	<u>銀建て</u>
	俵	両	匁
前期 繰越	153	20.3	8.02
当期仕入高	1,450	124.1	0.63
小計	1,603	147.2	8.65
	(145.0)		
当期製造投入	1,240	114.1	2.10
売立	14	1.2	2.39
次期 繰越	349	31.3	4.16
	(29.1)		

()内の数値が、正しい金額。

出所：小倉 [1969] 6-7頁、18頁。

資料5 中井家押立店 仕込方之部（寛政3〔1791〕年）

		申年仕込戌年越有物		酉年仕込戌年越有物		仕込方之部	
		一體	五百拾七石	一體	代金八拾三兩 壱匁八分	同	八百九拾四石
右者	差引代金六百九十九分ト七毫五石分ト二匁七分	内代金新體四兩老付六拾五毫武分式厘	平薪代金百拾四兩老付六拾五毫武分式厘	内代金式百八拾四兩老付九匁七分九厘	大豆三百拾九石五斗	内代金式百八拾四兩老付九匁七分九厘	五百五拾八石
有物方へ出ス	差引代金六百三拾七毫五石分ト七毫九厘	内代金式百三拾七兩老付九匁九毫九厘	小麦三百拾九石五斗	大豆三百拾九石五斗	代金七百三拾武兩老付九匁九毫九厘	右ハ有物方へ出シ	代金四百四拾毫兩武分
	壳立二出ス	壳立二出ス	壳立二出ス	壳立二出ス	壳立二出ス	壳立二出ス	壳立二出ス
⑦	⑥	①	⑤	④	③	②	⑧

量目	金建て	銀建て	量目	金建て	銀建て
《申年仕掛品》	石	両	匁	石	両
期首残高	57	83.0	1.8	当期投入	大豆 319.5 石
当期売上	57	83.0	1.8	小麦 319.5 石	282.2 14.6
期末残高	0	0.0	0.0	塩 1,240 倭	237.2 8.09
《酉年仕掛品》				薪 60.0	114.1 2.1
期首残高	894	1,174	0.72	当期製造醴	639 石 694.2 9.79
当期売上	558	732.2	0.72	当期売上	4 石 4.1 7.09
期末残高	336	441.2	0.0	期末残高	635 石 690.1 2.7

出所：小倉〔1969〕9頁、19頁。

(3) 諸経費の期間按分計算

仕込方之部における仕掛けたる醴の原価計算は、食塩、小麦、大豆の原材料費と燃料として使用された薪の費用からなる極めて素朴なものであった。しかし、これだけで終わらず、この計算とは別に諸経費（間接費）の期間按分計算が行われている点が注目される。

「造用之部」（資料6）において、当期に発生した諸経費が集計され、これを当期売上に対応する原価として計上する部分と翌年に繰り越す部分に按分して、期間的な対応が図られているの

である。

計上された経費としては、中井家において支店の経営管理のために設定された「利足（望性金利息）」⁽¹⁸⁾ や本家に対する固定資産投資の負担分である「蔵敷」に始まり、村入用、地代、蔵の修理代、桶等の設備費用、給金、食料代等多くのものが見られる。そして、最終項目には「酉年造用」として、昨年度経費の繰越分が計上されている。これらすべてを合算した1,106両と9匁を、前年末店卸製品153石（この量目は、当年の店卸勘定帳には出てこない）、本期製造の申年醴57石、酉年醴894石、当年製造醴639石の合計1,743石で除して、1石当りの平均値38匁1分を算出している⁽¹⁹⁾。当年度の売上石数は、仕込方之部で見たとおり、申年醴57石、酉年醴558石、当年製造醴4石の合計619石なので、これに先程算出した1石当りの平均値を乗じて、当年度の売上に対応する原価として⑧の393両と3匁9分が算出される。そして、⑨の残額713両と5匁1分は、貸借対照表に資産として計上され、来期へ繰り越されているのである。先に見た「酉年造用」は、前年度に同様の方法で当期に繰り越されてきたものである。

このように、製品の直接原価以外の諸経費を、仕掛品たる體に直接負担させる計算こそしなかつたものの、売上石数と期末棚卸石数の比で按分して、適正な期間損益の算定を行っているのである。売上に対応する直接原価以外の経費については、その発生した年度に課するのが中井家の他の支店において一般的であり、このような期間按分が行われているのは、この押立店のみで

資料6 中井家押立店 造用之部（寛政3〔1791〕年）

出所：小倉 [1969] 10-11頁。

ある。製造間接費以外の一般経費（管理費、販売費）までその対象としていることは「弱点」ではあるが⁽²⁰⁾、他の支店が商品販売を中心としていたのに対して、押立店においては醤油醸造を中心に事業を行っていたことが、こうした独自の会計的な扱いを考案することになったと考えられる。

（4）貸借対照表・損益計算書への連携

以上のように段階を踏んで行ってきた製造原価に関する計算は、いよいよ最終的な決算報告書である貸借対照表と損益計算書へと繋がっていく。

中井家押立店では、醤油醸造が主たる事業であったとは言え、他にも収入源があったことから、まず、醤油醸造事業のみを対象とした事業部門別損益計算書が作成された。これは、「醤油壳立勘定之部」（資料7）という名称がつけられたもので、ここに、これまで仕込方之部や造用之部において算出された数値が集計されて、当年の醤油醸造事業による経営成績が明らかにされるのである。

まず、仕込方之部において明かにされた当年に売り上がった醴の原価が、③、④、⑥と製造年別に記載され、その合計が算出されている。これに續いて、⑧の造用之部において当期の原価として按分した諸経費393両と5匁1分（3匁9分の転記間違い）、そしてそれ以外に要した樽代や運賃等の費用を列記し、これらをすべて合算し、⑩の通り、当期の総原価1,850両2分と9匁7分9厘が算出される。これを、⑪の当年度の売上収入総合計1,278両3分と93匁と対比して、当期の損益を算出している。その結果は、⑫の通り、570両1分と6匁7分9厘の損失となっている。

こうして算出された損失は、中井家押立店全体の損益計算書（資料8左下部）の「損方」の一項目として記載され、他の損失とともに合算された後、徳用合計額と対比され、当年度の最終損益として、⑯の681両2分と2匁（8匁の誤り）6分9厘の損失が算出されている。

貸借対照表（資料8）を見てみると⁽²¹⁾、既に見た塩勘定、仕込方之部で計算した来年度に繰り越すべき期末棚卸高（②、⑤、⑦）や、造用之部で算出した来年度に負担させるべき費用の金額（⑨）が、「有物之部」に資産として正しく計上されているのを確認することができる。これらに、売上債権等他の資産を合わせた⑭の資産総額3,053両1分と6匁4分8厘から、⑬の資本合計3,734両と10匁3分8厘を差し引き、財産法による当年度の最終損益が算出されている。その結果は、⑮の通り、680両3分と3匁9分の損失となっている。

損益計算書と貸借対照表で算出された最終損益は一致しておらず、それは、途中に見られる計算上の間違いや転記間違いによるものと考えられる。こうした実務遂行上の稚拙さはあるものの、損益算定のプロセスは、今日の実務と比べてもそれ程劣っておらず、理論的に見ても正しい。正確な原価算定を志向し、それを複式決算簿記の枠組みの中で行っていることは事実として認められるのである。

資料 7 中井家押立店 醬油壳立勘定部（寛政 3 「1791」年）

出所：小倉 [1969] 13-14頁。

資料8 中井家押立店の貸借対照表と損益計算書（寛政3〔1791〕年）

出所：小倉 [1969] 12-15頁。

(5) 中井家押立店における帳合法の評価

中井家の本家及び支店を含む組織全体に適用された高度な複式決算簿記実務が、わが国の会計発達史上、極めて重要な意味をもつことは間違いないが、本章で見た押立店の実務も、江戸時代において、既に高度で緻密な原価計算が行われていたことを示したという点において、同様に極めて重要な意味をもつものと考えられる。

押立点で行われた実務は、醤油醸造工程におけるモノの流れを忠実に数値で捉えるために考案されたもので、他の支店では見られないものであった。原材料、仕掛品の緻密な物量計算、期末棚卸高の確定等の実務は、既に他の支店で実践されていた商業会計の流用ではなく、状況に合わせて独自に考案されたものであった。

こうした実務を、独立して行っていたのではなく、押立店全体の経営成績及び財政状態の計算と連携させながら、すなわち、複式決算簿記機構の枠内において実践していたのである。工業経営にあっても、組織体全体を包括する体系的な帳合法実務が形作られていたことは、中井家の帳合法実務の評価を更に高めるとともに、江戸時代の企業者たちがもっていた合理的思考の普遍性を示していると言えるであろう。

5. 結 語

本稿では、18世紀末から19世紀前半にかけての酒造業及び醤油醸造業を対象に、そこで実践された原価計算及び帳合法の実務の詳細を検証することにより、江戸時代に展開された合理的な工業経営の実態を明らかにしてきた。いずれの産業においても、工業経営における最重要管理項目である製造原価に対して細心の注意が払われ、その正確な計数的把握と精緻な管理が指向されていたことが確認された。

実践された会計上の手続きは、極めて論理的に構築されたもので、より効果的な管理が実現されるように、それぞれ固有の状況に合わせた工夫が行われていたことも認められた。また、いずれの実務も、17世紀後半から18世紀初頭までに上方の大商家において生成したわが国固有の複式決算簿記の枠組みの中に正しく位置づけられて構築されていた。

すなわち、本稿で考察を加えたいずれの産業においても、製造原価の把握は、ただそれだけを取り出して個別に、臨時的に行われたのではなく、家や事業拠点等の組織体全体の利益や純資産を二面的に捉ようとする記帳方式・計算機構の枠内で、体系的に、そして定期的、経常的に行われたのである。

会計の歴史的発展を綴った名著『1900年までの会計の発展』*Accounting Evolution to 1900*において、A. C. リトルトンは、「原価計算は複式商業簿記が数百年の歴史をもつにくらべれば、それほど古いものではなく、その起源はごく最近のことに属する。的確にいえば、それは十九世紀の産物であり、二十世紀に入ってから急速な伸展をとげてきたのである。(中略) 原価計算は産業革命の一つの産物であったのである。」⁽²²⁾と指摘した。これに対して、ポール・ガーナーは、「多くの工業簿記の実務と技術は産業革命よりもはるか以前のものである。」⁽²³⁾と反論

し、14世紀以降のイタリア、フランドル、ドイツ等で発展が見られた毛織物業、絹織物業、出版業等における実務を例として挙げているが、わが国においても、産業革命を経験する以前の19世紀前半において既に、原価計算や原価管理の実務が形作られ、実践されていたのである。それらはいずれも、正確な原価の把握とその管理によって、効率的な経営を実現しようとする企業者の目的を十分に果たすものであった。

商業経営における複式決算簿記実務が、わが国において独自に生成したように、本稿で見た工業経営における実務も、商業経営の実務を土台にしながらも、同様にわが国において独自に生成、発達したものと考えられる。限られた事例の検証からではあるが、江戸時代の企業者の合理性をここでも改めて認識することができるのである。

注

- (1) 小倉 [1980] 114頁。
- (2) 小倉 [1967] 71頁。
- (3) 作道 [1966] 29頁。
- (4) 算用帳では、収益から費用を差引いた純利益が明示的に記載されておらず、業績結果よりは財政状態の把握に主眼が置かれていたと見られる。
- (5) 飯野 [1996] 61頁。
- (6) 西川 [1995] 204-205頁。
- 西川登は、「技術」とは、客観的かつ一般的な知識体系で、書籍や映像等の各種情報手段に託して世に伝えたり、またそれ自体が売買できるものを指すのに対して、「技能」とは、特定の個人が訓練・修業を通してのみ獲得できるものをいい、それは属人的ゆえに客觀化して伝えることは難しく、技能によって生産された品物やサービスは売買できても、技能そのものは市場取引の対象とはならないとし、欧米では早くから簿記会計技法の技術化が進展したのに対し、近世日本では、簿記会計技法が技能のままであったと指摘している。
- (7) 現在清酒業界シェア1位の白鶴酒造の創業家は、嘉納治郎右衛門家の分家に当たり、菊正宗酒造の嘉納家が「本嘉納」と呼ばれるのに対して、白鶴酒造の嘉納家は「白嘉納」と呼ばれる。
- (8) 菊正宗酒造株式会社のホームページ (<http://www.kikumasamune.co.jp/about/>) より。
- (9) 回船加入については、橋本 [2010] 32-39頁を参照されたい。
- (10) 柚木 [1965] 182-183頁。
- (11) 柚木 [1965] 167頁。
- (12) 柚木 [1965] 175頁、長倉 [1960] 30頁。
- (13) 西川 [1993] 27頁。
- (14) 川浦 [1958] 103頁。
- (15) 小倉 [1969] 1-2頁。
- (16) 油井 [1983] 183頁。
- (17) 原材料の払出額の算定方法については、「先入先出法」が採用されていると小倉は指摘しているが（小倉 [1969] 23頁）、金銀両建ての表示による複雑さから、その検証は困難である。
- (18) 「望性金利息」とは、中井家において、支店の管理責任者の業績向上に対する意識を刺激するために、支店の純利益の計算に先立って控除された自己資本利子で、利率は大体一割程度に設定された（小倉 [1962] 172-175頁）。
- (19) 金1両=銀60匁で銀貨建てに換算後、算出したものと考えられる。

- (20) 小倉 [1969] 27頁。
- (21) 中井家の各支店で作成された貸借対照表に相当するものは、通常、「惣勘定之部」と呼ばれたが、押立店の場合、その冒頭に名称の記載が見られず、明細の記載が始まっている。
- (22) Littleton [1933] pp. 320-321. (片野訳 [1995] 437頁。)
- (23) Garner [1954] p. 2. (品田他訳 [1958] 4頁。)

参考文献

- 油井宏子 [1983] 「醤油」 永原慶二・山口啓二代表編集『講座・日本技術の社会史 第一巻 農業・農産加工』 日本評論社。
- 飯野幸江 [1996] 「三井大元方勘定目録の成立過程」『会計史学会年報』第15号。
- 小倉榮一郎 [1962]『江州中井家帖合の法』ミネルヴァ書房。
- [1967]「わが国固有簿記法の展望」『彦根論叢』第122・123合併号。
- [1968]「江州商人の工業会計」『滋賀大学経済学部附属史料館研究紀要』第1号。
- [1969]「江戸期の工業会計—中井家押立店の場合—」『滋賀大学経済学部附属史料館研究紀要』第2号。
- [1980]「わが国固有帳合法の史的展開 9：江戸時代の工業会計—物量計算」『企業会計』第32巻 第9号。
- 川浦康次 [1958]「綿織マニュファクチャの発展と収益率—大蔵永常の『棧留縞算当』を中心にして—」『史学雑誌』第67編 第9号。
- 作道洋太郎 [1966]「鴻池両替店の帳合法」『社会経済史学』第32巻 第2号。
- 長倉 保 [1960]「江戸後期における酒造資本の存在形態—灘五郷嘉納家の場合—」『神戸大学文学会研究』第22号。
- 西川 登 [1993]『三井家勘定管見—江戸時代の三井家における内部会計報告制度および会計処理技法の研究—』白桃書房。
- [1995]「会計組織と簿記技法」安岡重明・天野雅敏編『日本経営史1 近世の経営の展開』岩波書店。
- 橋本寿哉 [2010]「近世日本における当座的共同企業の会計学的観点からの一考察」『経研論集』第26号。
- 柚木 学 [1959]「近世灘酒造業の展開と酒造経営—御影村本嘉納家を中心として—」『経済学論究』第13巻 第1号。
- [1965]『近世灘酒経済史』ミネルヴァ書房。
- [2005]『酒造りの歴史（新装版）』雄山閣。
- Garner, S. Paul [1954] *Evolution of Cost Accounting to 1925*, University of Alabama Press.
- (品田誠平他訳 [1958]『原価計算の発展—1925年まで—』一粒社。)
- Littleton, A. C. [1933] *Accounting Evolution to 1900*, New York, Russell & Russell.
- (片野一郎訳 [1995]『リトルトン会計発達史（増補第5版）』同文館出版。)